

# 商標・ロゴ・大学名義 使用マニュアル

2023.03.24

国立大学法人  
東京医科歯科大学

## 目次

<b>1. 商標・ロゴ・大学名義について</b> .....	<b>03</b>
はじめに .....	04
医科歯科大学の商標・ロゴ・大学名義とは? .....	04
教職員・学生なら商標・ロゴ・大学名義を好きに使用できる? .....	05
許可された商標・ロゴ・大学名義は、自由に使ってもいい? .....	05
相談・申請はどこに連絡すればいい? .....	05
学外者が商標・ロゴ・大学名義を利用する場合は、どうすれば 良い? .....	06
規則について知りたいが、資料はある? .....	06
<b>2. 商標・ロゴ・大学名義使用の手続き方法</b> .....	<b>07</b>
教職員・学生 手続きの流れ.....	08
企業等の学外者 手続きの流れ.....	10
使用案の作成.....	12
各種申請書類について.....	13
相談・申請が不要なケース.....	15
<b>3. 事例集</b> .....	<b>16</b>
事例集について .....	17
事例1. 相談のみで手続きが完結する事例.....	17
事例2. 教職員が個人的に大学名義を使用する場合.....	18

# 1. 商標・ロゴ・大学名義について

---

# 第1章 商標・ロゴ・大学名義について

## ■ はじめに

本学では「大学名義」「シンボルマーク」「ロゴタイプ」は指定商標となり、無許可の使用、模倣の製作等によるブランドイメージの低下を防ぐため、使用する際は、一部の例外を除き、担当部署へ相談・申請が必要となります。

使用者、使用目的、使用する商標によって、手続き内容が変わるため、本書で利用時の手続き方法について確認してください。



### 医科歯科大学の商標・ロゴ・大学名義とは？

以下が対象となります。「名義」は、名称そのものを使うことが「商標の利用」にあたります。

本大学の名義 ※	東京医科歯科大学	
	医科歯科大	
本大学の名義	Tokyo Medical and Dental University (TMDUと略す場合も含む。)	
シンボルマーク ※		
ロゴマーク ※	<b>TMDU</b>	
和文ロゴタイプ	国立大学法人 東京医科歯科大学	東京医科歯科大学
	TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY	<b>TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY</b>
その他の商標 ※	Visualized Medicine	
	RoboSurgeon	
	知と癒しの匠	
	Professionals with Knowledge and Humanity	

※ は特許庁に申し「商標権」を有する登録商標となります。

## 第1章 商標・ロゴ・大学名義について

### ① 教職員・学生なら商標・ロゴ・大学名義を好きに使用できる？

原則、商標・ロゴ・大学名義の使用については、手続き部署へ相談または申請が必要となります。

手続き方法については、➡[2章 商標・ロゴ・大学名義使用の手続き方法 \(P.8\)](#) を参照してください。



#### 無許可で使用した場合

市場価値の向上のため共同研究成果としての製品・サービスに大学商標の付与を希望する企業が増えています。

使用頻度・使用期間・影響範囲に関わらず、無許可での使用を禁止（防止）しています。

無許可での使用が発覚した場合は、商標権侵害行為として差し止めや損害賠償請求することがあります。教職員、学生の無断使用についても、学内諸規則により処罰の対象となり得ますのでご注意ください。

#### 兼業で使用した場合

教職員が大学の業務とは別に個人的な業務（講演会やアドバイザー、営利企業の役員など）をする場合は、報酬の有無に係わらず「兼業」になります。

兼業の一環で大学名義やロゴなどを使用することは、原則できません。

### ② 許可された商標・ロゴ・大学名義は、自由に使っている？

商標やロゴのサイズ・配置・組合せ方法には、規定があります。『[UIデザインマニュアル](#)』を参照し、使用案（イメージ図・掲載原稿を含む）を作成してください。許可された案（商標を含む関連箇所の文言を含む）については、許可なく変更することは認められません。

### ③ 相談・申請はどこに連絡すればいい？

使用する商標・ロゴ・大学名義の使用目的が「営利」か「非営利」かによって連絡先となる部署が異なります。以下を参照し、連絡先となる部署を確認してください。



## ① 学外者が商標・ロゴ・大学名義を利用する場合は、どうすれば良い？

共同研究などで商標・ロゴ・大学名義を企業が利用する場合、企業や学外（卒業生等）からも相談、申請することができますが、必ず学内（教職員・学生）のカウンターパートと協議のうえ、担当部署に使用相談の連絡をしてください。

詳細は、➡ [2章 商標・ロゴ・大学名義使用の手続き方法 \(P.10\)](#) を参照してください。



### 注意 ライセンス料について

商標・ロゴ・大学名義の使用に伴いライセンス料が発生する場合があります。ライセンス料は販売高、使用期間によって異なるため、担当部署へ相談する際に確認ください。

## ② 規則について知りたいが、資料はある？

規則・要項については、各書面で明記しています。リンクからPDFをダウンロードして、確認ください。

- **商標取扱規則**

<https://www.tmd.ac.jp/cmnrules/houki/7hen/2shou/2setsu/72205syohyousoku.pdf>

- **商標取扱細則（学内ページ）** ※学外の方は閲覧できません。

<https://www2.tmd.ac.jp/cmnrules2/houki/gakunai/nai72203syohyousoku.pdf>

- **大学の名義の使用許可に関する要項**

<https://www.tmd.ac.jp/cmnrules/houki/3hen/1shou/1setsu/31121meigishiyou.pdf>

- **シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ取扱規則**

<https://www.tmd.ac.jp/cmnrules/houki/3hen/1shou/1setsu/31101rogo.pdf>

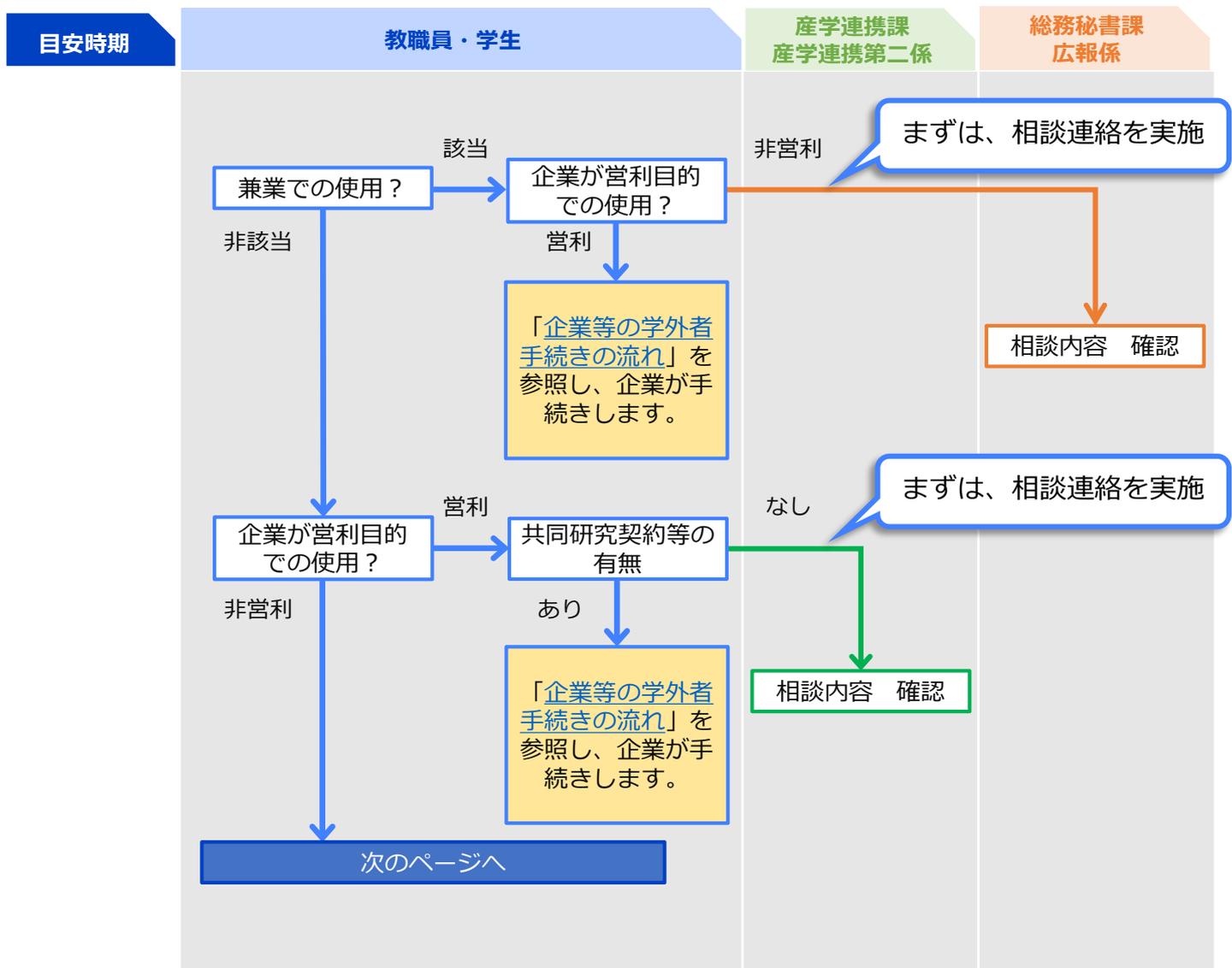
- **UIデザインマニュアル**

[https://www.tmd.ac.jp/files/topics/48771\\_ext\\_04\\_1.pdf](https://www.tmd.ac.jp/files/topics/48771_ext_04_1.pdf)

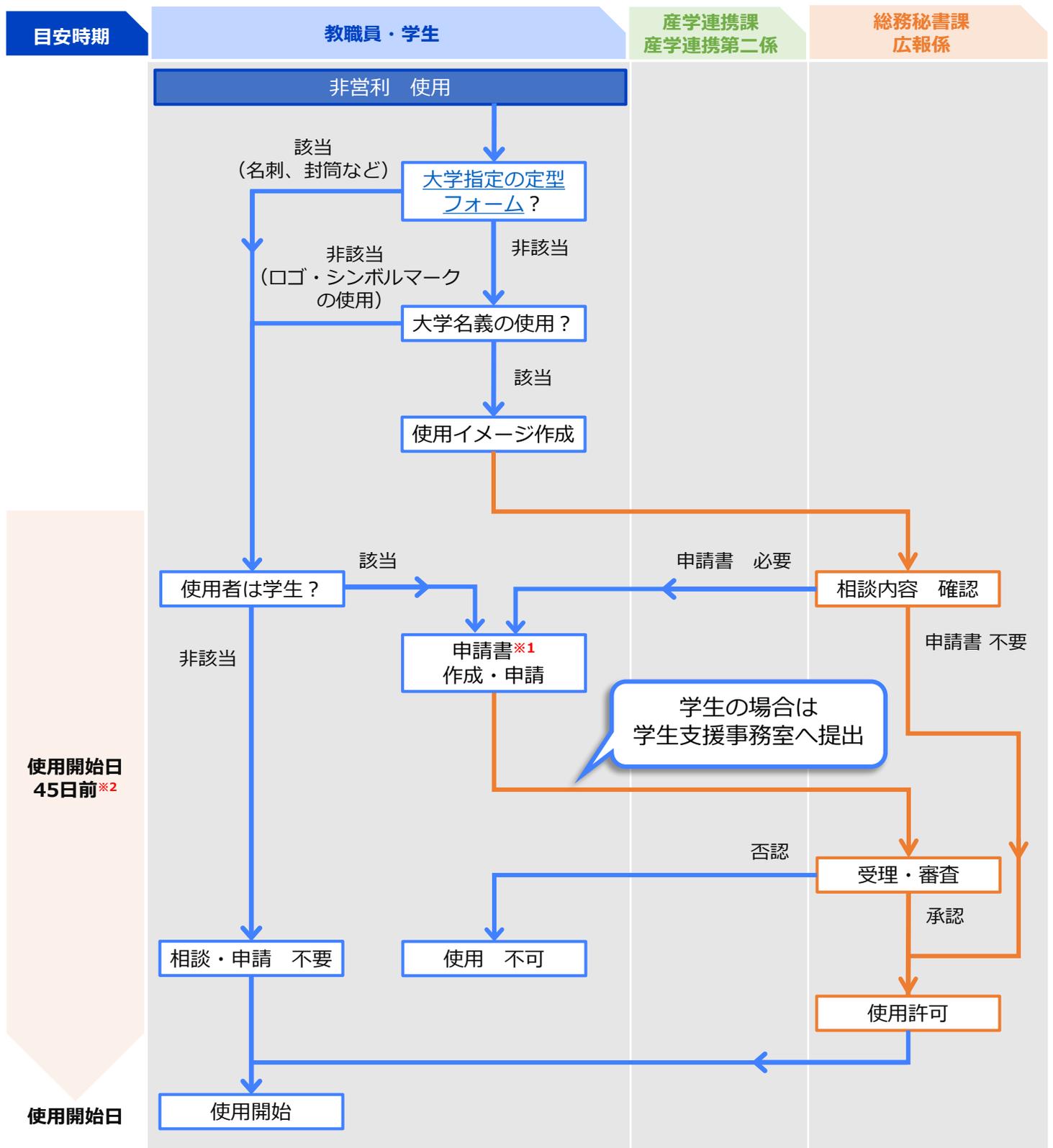
## 2. 商標・ロゴ・大学名義使用の手続き方法

---

■ 教職員・学生 手続きの流れ 1/2

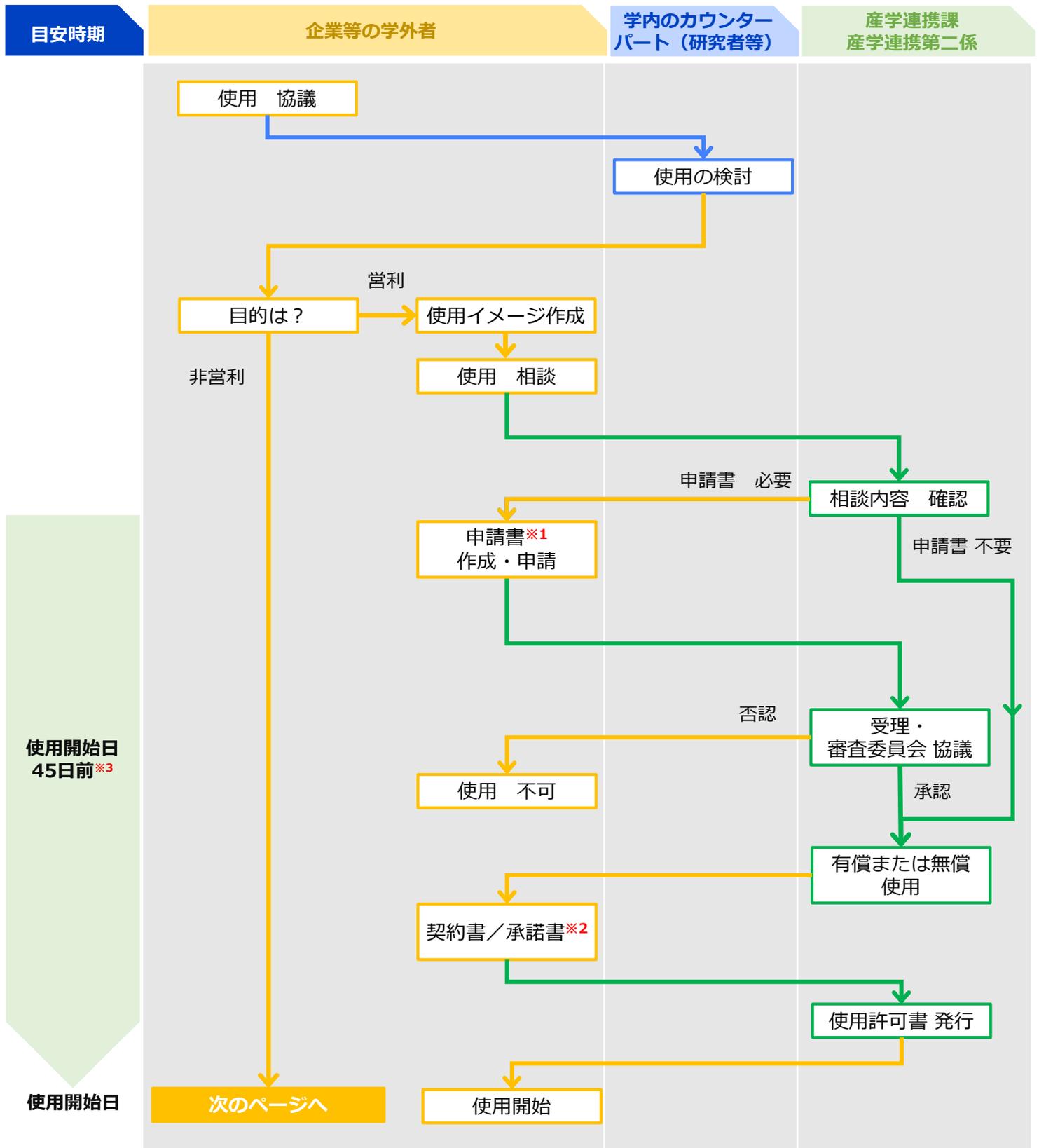


## ■ 教職員・学生 手続きの流れ 2/2



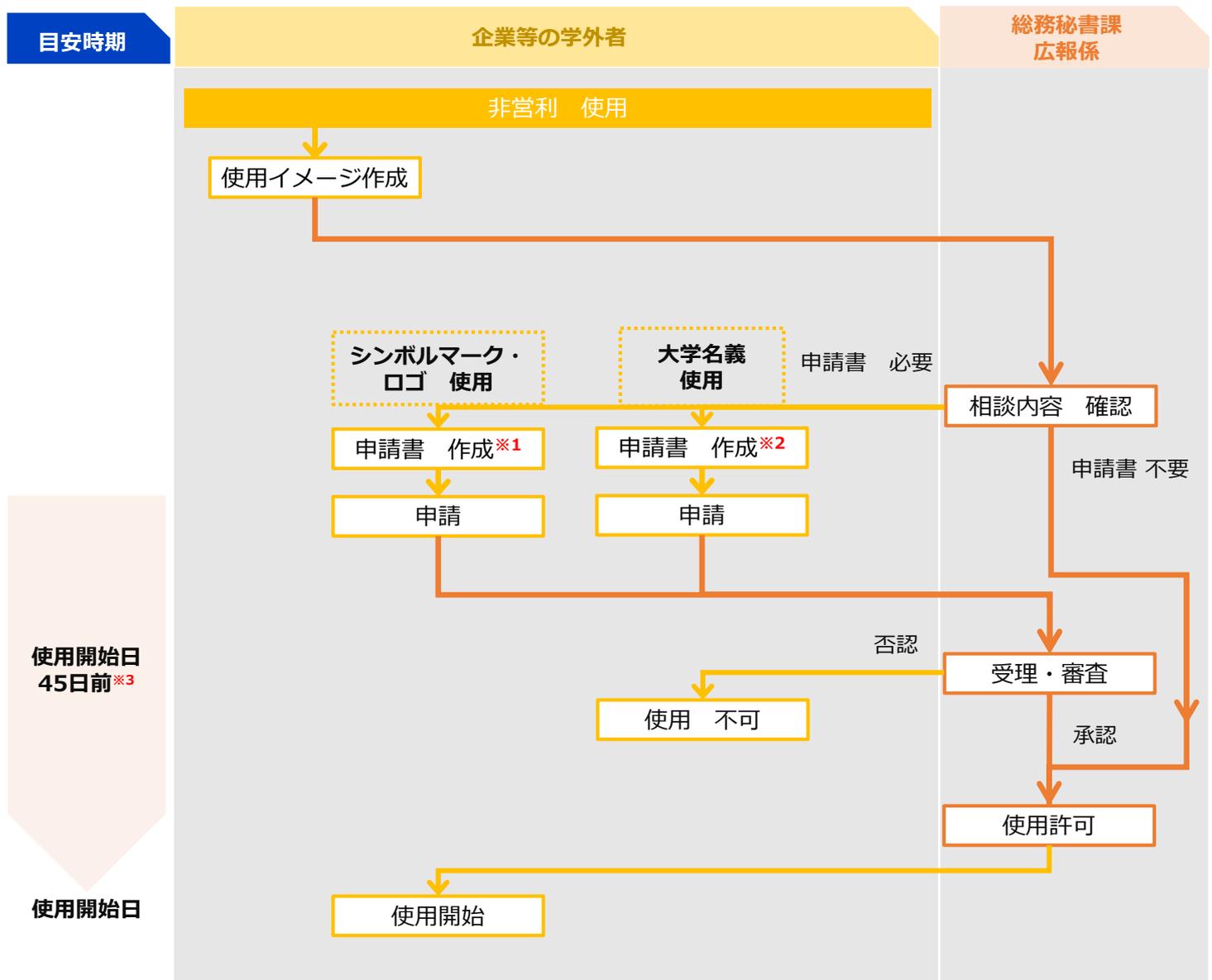
※1 : 「別記様式1 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用届」を用いて作成  
 ※2 : 審査等により45日を超える場合もあります

■ 企業等の学外者 手続きの流れ 1/2



※1: 「別紙様式2-2 商標の使用申請書 (営利目的)」を用いて作成  
 ※2: 利用条件についての契約または「別紙様式4 利用条件承諾書」を用いて作成  
 ※3: 審査等により45日を超える場合もあります

■ 企業等の学外者 手続きの流れ 2/2



※1 : 「別記様式2 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用願」を用いて作成

※2 : 「別紙様式1 名義使用許可申請書」を用いて作成

※3 : 審査等により45日を超える場合もあります

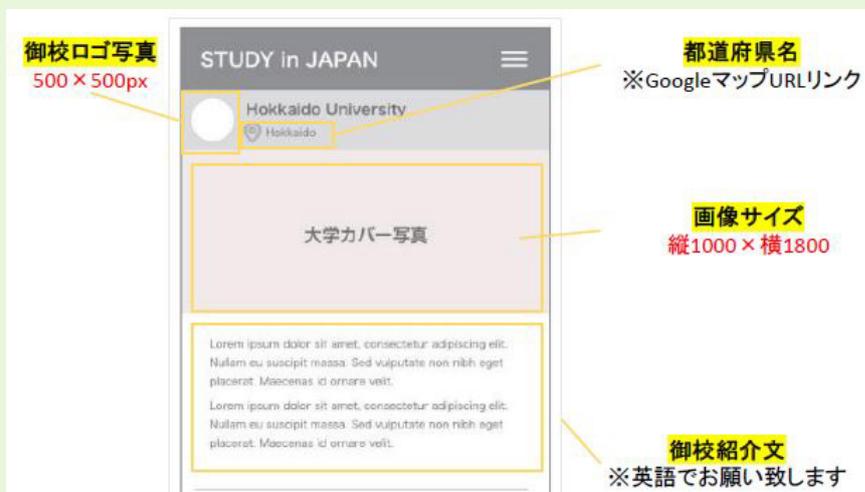
## ■ 使用案の作成

商標・ロゴ・大学名義の使用を担当部署へ相談する際は、事前に使用案（イメージ図・掲載原稿を含む）を作成・準備してください。使用案は手書きのラフデザインでも構いませんが、使用許可されたデザインを許可なく変更することは認められません。



### 使用案

特設ウェブサイト参加で使用するラフ案



## 第2章 商標・ロゴ・大学名義使用の手続き方法

### ■ 各種申請書類について

「商標規則」の附属様式申請書類の使用対象、使用目的、提出先、ダウンロード先を説明します。

#### 別紙様式2-2 商標の使用申請書（営利目的）

別紙様式2-2（第7条関係）  
商標の使用申請書（営利目的）

年月日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

法人又は個人名  
住所  
申請者  
内線（ ）  
Mail :

印

下記のとおり、商標の使用について申請します。

記

商標の区分	(1)大学名義、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ (2)成果商標 (3)その他の商標
希望する商標等	【該当に○を付すこと】
使用の目的	
使用の期間	
使用の方法、媒体	
使用予定商品・役 務	
希望する利用料金	
本学の名義、品位及 び社会的信頼性の 観点について	
特記事項	

※提出先：産学連携研究センター  
《添付書類》  
企画書等、社種等が分かる書類を添付願います。

使用対象：卒業生・企業等

使用目的：営利目的で商標・ロゴ・大学名義を使用する場合

提出先：産学連携課 産学連携第二係



規則 [ダウンロードリンク](#)  
商標取扱規則

申請書 [ダウンロードリンク](#)

別紙様式2-2 商標の使用申請書（営利目的）

#### 別紙様式1 名義使用許可申請書

様式1（第8条関係）  
名義使用許可申請書

年月日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申請団体名  
住 所  
代表者氏名  
申請者名  
電話番号（ ）

下記のとおり、東京医科歯科大学の名義の使用許可を得たいので申請します。

記

1 名義の区分	主催・共催・後援・協賛・その他（ ） □シンボルマーク等使用申請を兼ねる
2 名義使用する団体名	
3 事業の名称	
4 開催（使用）目的	
5 開催（使用）期間	
6 開催（使用）場所	
7 参加予定人員	
8 参加対象者	
9 参加者負担金等	
10 学内責任者	所属・職名 氏名

※ その他指定の参考資料（事業概要、定款等）を添付すること。

使用対象：卒業生・企業等

使用目的：非営利目的で大学名義を使用する場合

提出先：総務秘書課 広報係



規則 [ダウンロードリンク](#)  
大学の名義の使用許可に関する要項

申請書 [ダウンロードリンク](#)

別紙様式1 名義使用許可申請書

## 別記様式1 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用届

別記様式1

年 月 日

東京医科歯科大学長殿

所属・職  
責任者氏名  
連絡先電話番号・FAX  
(学生の場合にあつては、学生団体名・  
代表者名・連絡先を記入のこと)

東京医科歯科大学シンボルマーク等使用届

下記のとおりシンボルマーク等を使用するので、届け出ます。  
なお、使用にあつては、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク  
及びロゴタイプ使用規則及びUIデザインマニュアルを遵守いたします。

記

1 使用の目的・方法等(具体的に記載のこと。)  
使用イメージ図  
(デザインの色や大きさが分かるように記載のこと。)

2 その他(使用期間・使用場所等)

使用対象：教職員・学生

使用目的：非営利目的で商標・ロゴを使用する  
場合

提出先：総務秘書課 広報係  
※学生は学生支援事務室へ提出



参考 [規則 ダウンロードリンク](#)  
[シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ取扱規則](#)

使用届 [ダウンロードリンク](#)  
[別記様式1 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用届](#)

## 別記様式2 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用願

別記様式2

年 月 日

東京医科歯科大学長殿

申請者  
住所又は所在地  
法人又は団体名  
(代表者)  
氏名  
連絡先電話番号

東京医科歯科大学シンボルマーク等使用願

下記のとおりシンボルマーク等を使用したいので、許可願います。  
なお、許可された上は、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク及  
びロゴタイプ使用規則及びUIデザインマニュアルを遵守いたします。

記

1 使用の目的・方法等(具体的にデザインの色や大きさが分かる使用イメージ図を添付の  
こと。)

2 使用開始希望年月日 年 月 日

3 その他(使用期間・使用場所等)

(以下は記入不要)

東京医科歯科大学シンボルマーク等使用許可書

年 月 日

殿 東京医科歯科大学長

年 月 日付けで申請のありました本学シンボルマーク等使用について、申請の  
とおり(許可します・許可しません)。  
なお、使用する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学シンボルマーク、ロゴマーク及  
びロゴタイプ使用規則及びUIデザインマニュアルを遵守願います。

使用対象：卒業生・企業等

使用目的：非営利目的で商標・ロゴを使用す  
る場合

提出先：総務秘書課 広報係



参考 [規則 ダウンロードリンク](#)  
[シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプ取扱規則](#)

使用願 [ダウンロードリンク](#)  
[別記様式2 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用願](#)

## ■ 相談・申請が不要なケース

以下の条件に該当する場合、担当部署への相談・申請は不要となります。

- 教職員が[デザインマニュアル【アプリケーション】](#)に記載されている「大学指定の定型フォーム（封筒・名刺など）」を利用する場合
- 教職員、学生が非営利目的で大学名義のみを使用する場合
- 学生が履歴書や経歴書などに大学名義を記載する場合
- 本学との共同研究成果に基づくプレスリリースで、ロゴ・大学名義を使用する場合（プレスリリースの相談は総務秘書課広報係へ）
- メディアからの取材などでロゴ・大学名義を使用する場合（取材の相談は総務秘書課広報係へ）

**注意****相談・申請が必要となるケース**

相談・申請が不要な条件であっても、条件に当てはまらないロゴやシンボルマークを組合せて使用する場合、相談・申請が必要となります。

また、ロゴ・シンボルマークを手書き、加工使用についても相談・申請が必要となります。

**学生の大学指定の定型フォーム利用について**

学生のデザインマニュアル【アプリケーション】に記載されている「大学指定の定型フォーム（封筒・名刺など）」を利用する場合、「[別記様式1 東京医科歯科大学シンボルマーク等使用届](#)」を作成し、学生支援事務室学生支援総括係に提出してください。

# 3. 事例集

---

## ■ 事例集について

原則、商標・ロゴ・大学名義の使用は「2.商標・ロゴ・大学名義使用の手続き方法」に記載の手続きの流れ、使用案・申請書の作成で進めますが、使用の状況によって手続きが変わる場合があります。本章ではイレギュラーとなる手続きを「事例集」としてまとめています。これから手続きを行う場合の参考としてください。

### 事例 1

#### 相談のみで手続きが完結する事例

##### ⇒使用の目的

ある技術について、企業と共同研究契約を結び、研究成果として新たな技術を開発した。

新たな技術について、論文を発表し、客観的にデータの信頼性も確保されたため、企業の製品のプロモーションとは明確に区分した形で、その技術だけを紹介するためのパンフレットを作成したいと考えている。

そのパンフレットに「東京医科歯科大学 ○○分野と共同研究を実施」と大学名義を記載し、客観的データを含めて技術を紹介したい。

##### ✓ 手続きの説明

###### ● 契約締結の事実等の公表

本学の教育・研究活動に関係する営利企業等と契約締結の事実等を営利企業等が公表することについては、営利目的での使用に該当しません。

但し、この際に付随して本学のシンボルマークやロゴマークを使用する場合には、使用届を提出願います（提出先は総務秘書課広報係へ）。

また、契約締結の事実等の公表を行うにあたっては、当該事実等を製品またはサービス等の営利目的に関連づけることや、本学の名を冠し誇大または誤ったメッセージが学外者に伝わると認める場合には、使用を差し止めることがあります。

###### ● 診療や医療技術などの知見や成果について啓発する目的である場合

「東京医科歯科大学○○講座○○教授の教育活動による成果」、「東京医科歯科大学附属病院○○診療科○○教授による成果」等の事実に基づく表示

###### ● 企業が発行するテクニカルレポート（製品の使用例をまとめた技術資料）へ、当該機器を利用して得たデータを教職員が提供する場合

一般的な販促資料として当該製品への購入を誘引するようなものでなく、客観的で科学的なデータの提供とその出自を明記するものである場合、営利目的での使用に該当しません。



**使用が認められない・申請が必要な場合**

- ・ 企業の製品とは切り離さず、製品やサービスの販売促進に直結する場合は、「相談」により事実確認できれば使用が認められることがあります。
- ・ 「大学が認めた製品」など誤解を招く表現が記載される場合、大学名義の使用は認められません。  
また、「東京医科歯科大学と共同研究を実施」など分野名の記載がない場合も「大学が認めた製品」と捉えられる表現となるため、使用は認められません。
- ・ 技術紹介が「魔法の技術」など客観的データに基づかない表現を記載している場合、大学名義の使用は認められません。

事例  
2

**教職員が個人的に大学名義を使用する場合**

⇒使用の目的

大学の業務ではなく、個人的な講演を行うことになり、講演で使用するプロフィールに「大学名義」を使用したいが、申請すれば利用できる？

✓ 手続きの説明

大学の業務ではないため、「兼業」という扱いになります。「兼業」の場合、大学名義、ロゴ、シンボルマークの使用は、原則できません。使用する場合は手続き部署へ相談または申請が必要です。

しかし、講演等で自己紹介の際に経歴として大学名義を使用することは問題ありません。

判断に迷う場合、ご相談ください。